

議 事 録

1. 日 時 令和4年6月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 市民会館1階 第1・第2会議室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	3 番 伊藤 能之
4 番 荻野 俊明	6 番 村上 和義	7 番 石井 義久
8 番 山淵 久司	9 番 大中 秋美	10 番 藤原 智
11 番 橋本 誠二	12 番 池田 賢治	13 番 住元 保
14 番 山本 建樹		

以上 13名

4. 欠席委員

5 番 藤井 克巳

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	立花 吉廣	田中 伸一
山崎 由紀浩	左海 みや子	

以上 5名

6. 事務局

藤田局長	岸本係長	泉係長	宮本事務職員
------	------	-----	--------

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第21号 農地台帳記載願審議のこと
議案第22号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと
議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
集積計画決定のこと
議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
議案第25号 令和4年度最適化活動の目標の設定のこと
報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第19号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

— 山淵会長が、議長に就任する —

山淵議長： ただ今から第25回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

12番 池田 賢治 委員

13番 住元 保 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山淵議長： それでは、これより議案目録に従ひ、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が6件、報告が2件です。

はじめに「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第20号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山淵議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山淵議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山淵議長： 次に「議案第21号 農地台帳記載願審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月の案件は1件です。
昨日の小委員会で、現地調査を行っていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案21号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など願出書の記載内容を確認しました。都市計画区分は市街化調整区域です。営農状況ですが、畑として利用されていました。必要な願出書類も調べており、昨日の小委員会では、農地として判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山渕議長： 以上、現地調査の報告をいただきました。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： いったん農地転用をやって雑種地になった土地について、それをまた農地にできるわけですか。

事務局職員： 実際に畑として利用されていたので、農業委員会が承認して、農地台帳に記載し、法務局の登記官が認めれば地目変更の登記が可能です。

〇〇委員： それは調整区域、市街化区域とかは関係ないのですか。

事務局職員： 関係ありません。

山渕議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当該地を、当委員会で農地と判断し、農地台帳に記載することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第21号 農地台帳記載願審議のこと」は承認することに決定しました。

山淵議長： 次に、「議案第22号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明書審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 議案を朗読説明する 一

山淵議長： 今月は1件の証明願がありました。
昨日の小委員会では現地調査を行っていますので、その報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第22号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、土地の所在、利用状況など証明願の記載内容を確認しました。現在の状況ですが、農業用倉庫が1棟、設置されていました。昨日の小委員会では、農地法施行規則第29条第1号に沿うものであり、良からうとのことでしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山淵議長： 以上、現地調査の報告をいただきました。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： この証明は、何を証明するのでしょうか。田の上に農業用倉庫が建っているけど、田でいいよということ証明するということでしょうか。

事務局職員： 本来転用には許可が必要です。しかしながら、農地法施行規則第29条第1号の規定には、耕作者が自らの耕作地を、自らの農業用施設に転用する場合、転用面積が200㎡未満のものについては、転用許可が不要という扱いになっています。今度の証明願は申請の農業用倉庫が農業用施設として利用していることを証明してくださいというものであり、田であることを証明するものではありません。

〇〇委員： 農業用倉庫の部分は、耕作地に含まれるということですか。

事務局職員： 農業用倉庫は農業用施設に該当しますので、耕作地には含まれません。
先程の議案第20号の3条許可申請ですべての耕作の要件を満たすために、同時に証明願が提出されたものです。

山淵議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長：他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長：異議なしと認めます。
よって、「議案第22号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明書審議のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長：次に、「議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長：明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されていますが、3番については藤原委員の関連議案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、藤原委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。

(藤原委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後)

山渕議長：それでは3番について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長：特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
3番について本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長：異議なしと認めます。
よって、「議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の3番は、本案のとおり決定しました。
藤原委員には着席していただきます。

(藤原委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後)

山渕議長：それでは、1番から2番について、ご意見・ご質問を受けたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長：特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
1番から2番について、本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の1番から2番については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月の案件は、1件です。

本案について、ご意見・ご質問があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第25号 令和4年度最適化活動の目標の設定のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 本案については、今年度の活動目標を定めようとするものです。

これについて、ご意見・ご質問があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、令和4年度の活動目標を設定することについて、ご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第25号 令和4年度最適化活動の目標の設定のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。

「報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： ただ今、「報告第18号」「報告第19号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 以上で、本日本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第25回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時40分 終了)

※ 小委員会 令和4年6月23日 午後1時30分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田(正)委員 住元委員

・事務局

藤田局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 池 田 賢 治

署 名 人 住 元 保